

としはる通信

2 0 0 7 . 4

No. 2 0

臨時号

編集、発行
川村 俊治
〒258-0111
山北町向原
17-10
75-0928
E-Mail

t-kawamu@mv
d.biglobe.ne.jp

吟味されていない
議案を拙速に提案
し、都合が悪くなれ
ば撤回再提出とい
うことになれば議
会の存在意味がな
くなりません。また、
長年の念願が叶うと待っていた住
民をも裏切ることになります。

鶴野観音堂の真実

町長が予算案を

撤回したのです

3月議会に上程された一般会計当初予算の中に、鶴野集会施設改修補助金の案件がありました。

一部の議員が反対したために改修ができなかった、と伝わっているようですがそれは真実ではありません。町長が、宗教施設に公金をつぎ込むことは憲法違反であり、訴訟の対象になる例があるということ、この案件を含む予算案全体を撤回したのです。

当初の予算案は議案第27号でした。修正後再提出された予算案は議案第41号です。したがって差し



川村としはる
(俊治)

替えてもなく、別の議案として提案されたのです。

困るのは地元住民です

予算案を撤回されたことにより一番被害をこうむるのは地元の人たちです。地元のために町に提案をした世話人の方々も、その努力が報われなかったのです。世話人の方は地域住民のために、町と相談をして改修の依頼を提出しました。町はそれを受理しています。

宗教色を払拭しなければならぬこと、訴訟の判例でも行政が負けていることを町は承知しているのです。そうであるならば、町は行政のプロとして対策を講じるべきです。そして執行者(町長)は処理が終わったことを確認してから予算に計上すべきです。

議会はルールに則り

運営されます

議会は法律、規則など一定のルールに従って運営されます。十分

私は、この件が執行されたとき、訴訟の対象にならないように、法的に処理をされた書類の提出を求めたのです。

処理をして再提案を

地元の方々にとっては必要な修理であることは十分理解できます。しかし、これを執行した場合弁償を求められることになると、地域の方が迷惑をこうむることになると考えます。

町長は資料の提出を約束

3月7日の本会議で議案の説明後、質疑が行われました。

細川議員 鶴野地区集会所の屋根改修工事が予算化されているが、鶴野の集会所というのは、持ち主はだれか。

町長 所有者はわかりません。

鶴野のお観音さんです。地元の方が寄付を集めたけれど、改修のお

金が足りないのです、町で出してくれないかという話がありました。

お観音さんは宗教です。政教分離の問題があつて、裁判の例でもそういうものにお金を出すと、訴えられた場合に町が負けてしまうというような例もあります。それで宗教絡みの要素を取り除いたらいいではないかということで、例えば観音堂という文字をとるとか、お賽銭箱をなくすとか、本来の宗教色が全く出ないような形にすれば、解釈として集会所になるであろうということを確認して、政教分離の問題からは回避できるということでの予算計上です。

川村議員 山北町教育委員会が発行している文化財ガイドに鶴野観音堂の説明があります。そこには、新編相模国風土記稿には、「観音堂、正観音を置、種徳寺持」と記述があります。明らかに宗教施設です。この議会でこれを議決していけばいけないので、宗教と施設が整理された書類を出していただけますでしょうか。

企画総務部長 委員会までにはもう一度地域の代表の方と相談をして返事ができるようにします。

川村議員 予算書に載っています。予算書に載った時点でそういうことを出していただかないと審

議ができません。

企画総務部長 言われるとおりで、当初そついつつことで実施をするということですが、まだ正式なものが出ていませんので、早急に煮詰めて委員会までには出せるようにいたします。

湯川議員 鶴野観音堂の件で、私の地域にある集会所として使用しているお堂で、屋根替えの話も以前にあったが、屋根についてはやはり宗教施設だろうということ、トイレはやらせていただきたまいたけども、屋根替えはなかったです。課税項目の、固定資産税で境内地というふうになっていると思うが、境内地であれば宗教施設に間違いはないわけで、これを議員が認めるということは、とても無理だと判断しますがいかがでしょうか。

町長 事実として最終までの詰めができておりません。それで、委員会までに報告するというところにします。すべて詰めた上で予算書に計上したはずではないかというところはわかりません。その点の最終の詰めができてないことを十分確認しなかった私の責任として、その点に関してはおわびを申し上げます。

委員会では可決

委員会に資料を提出することを了承して予算案は各常任委員会に付託され、当該案件は総務常任委員会が審査を行いました。

委員会の開催に当たっても、町長が約束した資料の提出はありませんでした。しかし、町民の暮らしに直結する予算であり、他の案件もあるので審査を行いました。

採決の結果は観音堂の改修補助金を含んだ予算案を賛成3（小菅、岩本、石田議員）、反対2（本杉、川村議員）で可決、了承しました。

突然の予算案撤回

議会は進み最終日3月14日です。3人の常任委員長から委員会報告があり、賛成、反対の討論も終了し、後は採決を残すのみとなりました。そこで突如、町長から予算案撤回の申し出がありました。

町長 一般会計予算、歳出の中に鶴野地域集会所改修工事補助金を計上しました。鶴野観音堂の屋根のふきかえに伴う要望でしたが、宗教施設性を有する名称や規約の変更、外観の表示の撤去及び仏像の処理、建物に固有の宗教色を払拭するよう鶴野観音堂管理委員会へ指導した上で計上しました。

その後、調査した結果、鶴野観音堂は種徳寺持ちであることが判明しました。このような事実を確認する前に当初予算へ計上したことは大変軽率であり、まことに申しわけなく反省しています。本日、この本会議において平成19年度一般会計予算の取り下げをし、新たに予算を上程いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

川村議員 町長からの撤回申し出に非常に驚いています。3月7日の本会議で、委員会に付託をされ、議事を進行してきました。あとは採決を残すのみというときに撤回をされることは、議会が今までやってきたことは何であったのかが問われます。議会を軽んじていられるのではないかと感じられ、驚きと同時にそういうことが許されていいのかという感じがします。採決をして、可決されれば執行し、否決されれば改めて提出するのが議会に対して礼を失しない方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長 予算は重要な問題です。議員の言われることもわかりませんが、わかった事実を織り込んで改めて出し直すことが、町民のために重要なことだと認識します。

議会の信頼関係をどう考えるのかということですが、議案書を何日も審議して、執行者側も、職員も出席して審議してきました。それを採決直前取り下げるとはいかがなものか。

町長 今のことは十分承知をした上で新たな提案をしたいということですが。

ここで、予算案の撤回を認めるかどうかの採決が行われ、賛成9、反対8で撤回が認められました。

議会は機能したのか

議会は行政に対するチェック機能です。総務常任委員会で政教分離がされていないことを承知で予算案に賛成した議員が、撤回に賛成するという矛盾した行動をとりました。また、議会で審議してきたことを自ら放棄した議員の考えは理解できません。町長の提案したことに従属するという姿勢が見られ、本当に町民のために働いているのかと感じざるを得ません。

本来ならば、この会議で一旦否決し、一定の期間において臨時議会を開催して、再提案するのが正しい方法だと思います。それでも19年度の予算執行には十分時間があつたのです。